

大規模災害時廃棄物対策 北海道ブロック協議会

人材育成事業ワークショップ

令和7年2月18日(火)

環境省 北海道地方環境事務所
OYO 応用地質株式会社

本日の目的

- ✓ 災害廃棄物仮置場の運営・管理及び災害廃棄物に関する住民への周知について理解を深める。
- ✓ 多様な視点・価値観への気づきを得る。

～ワークショップの大切なルール～

- 他人の意見を尊重する（相手を非難しない、他人の話をよく聞く）
- 一人で話すぎないようにする
- 肩書きを捨てる
- 思い込みを捨てる
- 最後まであきらめない
- 楽しく議論する

出典：「災害廃棄物に関する研修ガイドブック ワークショップ型研修編」

1

本日の流れ

	内容	目安時間
自己紹介	氏名、所属、平時の担当業務、災害対応のご経験	10分
話題提供①	仮置場の運営・管理について	10分
ワークショップ①	仮置場の運営・管理	70分
～休憩～		10分
話題提供②	住民への周知について	10分
ワークショップ②	住民周知方法の検討	70分

2

自己紹介

班内で自己紹介してください

- ✓ 氏名
- ✓ 所属
- ✓ 平時の担当業務
- ✓ 災害対応のご経験

⇒10分

3

仮置場の運営・管理について

～被災地における対応事例～

ポイント

- 仮置場の運営管理は、住民が搬入することを想定して予め方針を定めておくことが望ましい。
- 特に水害では、発災後に片付けごみの搬入が早期に行われることから、運営管理の体制や資機材を速やかに整える必要がある。



4

仮置場設置の流れ

仮置場の決定

事前に準備している「仮置場候補地リスト」から、下記の内容を確認する。

- ・被災状況、アクセス状況
- ・他用途での使用状況
- ・使用可能面積
- ・周辺環境

レイアウトの計画

使用する仮置場候補地での廃棄物の配置計画を行う。

- ・分別区分、配置
- ・仮置場内の動線
- ・搬入路の確保

設置準備

- ・必要資機材の確保
- ・役割分担、人員の確保
- ・仮置場の付帯設備の整備

関係者への周知

- ・仮置場に関して周知が必要な内容を、利用可能な手段を用いて周知する。
- ・周知する対象は、自治体内関係者、住民、ボランティア等となる。

5

一次仮置場（住民が片付けごみを搬入する仮置場）

- 水害、土砂災害等では発災直後から発生する片付けごみを受け入れるために、**直後～数日中**に設置することが望ましい。
- 設置場所は、公園等の比較的面积が狭い場所も利用される。
- 混合廃棄物が発生するのは主に、住民が搬入する一次仮置場であり適切な管理には自治体による**初動対応が重要**



住民が搬入するための一次仮置場の事例

搬入される主な災害廃棄物

片付けごみ（住民が車両で搬入可能なもの）

- ・家具
- ・家電製品
- ・畳、布団
- ・金属くず
- ・可燃・不燃系混合物
- その他

（生ごみ等の生活ごみは搬入不可）

6

一次仮置場

- 重機を用いた積込や選別作業が行われる。
- 廃棄物の搬入等は、**事業者による**場合が多いが、住民による持ち込みも含む場合がある。
- 重機等が稼働することから、**ある程度の広さ（数千m²）**が必要。
- 設置には、発注等の**事業者への調整が必要**で、発災から数週間程度。

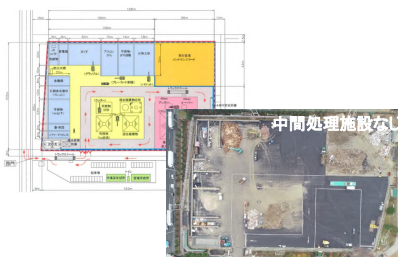


一次仮置場設置運営の事例

7

二次仮置場

- 一次仮置場で粗選別された廃棄物を処理の効率化のために集約する。
- 廃棄物の搬入を含む設置・維持管理は、**事業者により行い、住民の立ち入りは不可**。
- 中小規模の災害では設置されない場合も多い。
- 大規模災害時は、破碎・選別を行う中間処理施設や仮設焼却炉の設置が想定される。
- 東日本大震災では津波堆積物の中間処理は二次仮置場で行われた。
- なるべく広い敷地が必要(数ha)。
- 設置には、発注等の**事業者との調整が必要**で、発災から**数か月程度**、中間処理施設、特に仮設焼却炉を設置する場合は設置まで1年程度必要となる。



二次仮置場設置運営の事例

8

仮置場 配置事例(良い事例) (令和元年東日本台風:福島県内)



No.	面積(m ²)	体積(m ³)	見掛け比重(t/m ³)	重量(t)	廃棄物種類
1	825.99	693.36	0.13	90.14	廃家電
2	390.59	914.49	1.13	1033.38	金属くず
3	841.81	2,142.10	0.26	556.95	木くず
4	141.32	275.54	0.26	71.64	木くず
5	842.28	2,087.40	0.26	542.72	可燃廃棄物
6	72.84	73.75	0.26	19.17	可燃廃棄物
7	4.14	1.02	1	1.02	その他
8					電線
9					物入り土砂
10					廃棄物
11					廃棄物
12					可燃廃棄物
13					可燃廃棄物
14					可燃廃棄物
15					可燃廃棄物
16					コンクリートから
17					その他(タイヤ)
18					可燃廃棄物
19					木くず
20	386.80	695.20	1	695.20	可燃廃棄物
21	6,145.46	9,239.60	1	4,729.58	可燃廃棄物



- ✓ 仮置場内に動線はある
- ✓ 分別された状態で集積
- ✓ 分別の立て看板がある

9

仮置場 配置事例(悪い事例) (令和元年東日本台風:福島県内)

- ✓ 仮置場内に動線がない
- ✓ 混合状態に山積み状態
- ✓ 分別の立て看板がない



No.	面積(m ²)	体積(m ³)	見掛け比重(t/m ³)	重量(t)	廃棄物種類	備考
1	782.38	927.46	0.4	370.98	可燃物	80%
		231.86	0.4	92.75	木くず	20%
2	253.79	375.75	0.13	46.41	廃家電	95%
		18.79	1.1	20.67	金属くず	5%
		161.15	0.4	64.46	廃家電	80%
		10.07	0.4	4.03	可燃物	5%
		10.07	1.1	11.08	可燃物	5%
		10.07	0.4	4.03	布類	5%
		10.07	0.4	4.03	廃タイヤ	5%
合計	1,173.00	1,736.61		618.43		



- ✓ 場内の簡易分別ができない
- ✓ 中央部の状況が確認できず、
- ✓ 火災等の安全管理もできない。

10

片付けごみの事例 (平成30年7月豪雨:岡山県内)



11

仮置場の対応事例(令和2年7月豪雨:人吉市)

混載車両と単品目のみ積載車両
を区分して誘導
分別搬入車両⇒**ファストレーン**



出典：一般社団法人日本災害対応システムズ HPより

人吉市では、「**分けたら早い、混ぜたら遅い**」を合言葉に、分別搬入を徹底するように、単一品目のみ運搬してきた車両を優先受入する方法を実施しました。

荷卸し時間がかかる原因はトラックへの混載です！



12

令和元年東日本台風の事例

◆仮置場の設置

仮置場の役割と名称

自治体名	名称	役割
A市	一次仮置場	住民の片付けごみ、公費解体廃棄物の分別、保管を行う場所
B市	地区集積場	被災者の片付けごみなどを一時的に集積する場所 市内22ヶ所設置
C市	仮置場	中間処理に先立っての分別や保管を行う場所 市内3ヶ所設置
D市	仮置場	中間処理に先立っての分別や保管を行う場所
E市	一次仮置場	中間処理に先立っての分別や保管を行う場所
F市	臨時集積所	住民の片付けごみなどを一時的に集積する場所(各家庭前)
F市	仮置場	分別や保管を行う場所
F市	仮置場	住民の片付けごみなどを分別し中間処理に先立って保管する場所
F市	集積場	特別な事由により片づけごみを仮置場以外に集積する(した)場所

仮置場の設置等に関する市町村への協力・支援内容

- 初期の段階において、仮置場運営要員として県職員の派遣を行った。
- 市の仮置場への道路渋滞が見られたことから、交通信号の調整を依頼した。
- 県有地を仮置場として使用できるようにするとともに、県公社有料道路の無償化を実施した。

13

令和元年東日本台風の事例

◆仮置場の設置

- ✓**仮置場を浸水エリアの近く**に設置
⇒被災地から早期に廃棄物を撤去できた。
- ✓仮置場候補地としていた場所が、**被災地域から離れた場所**であった。
⇒別の民有地を借用した。
- ✓**地区集積場を22箇所**用意した。
⇒仮置場への搬入による交通渋滞を防げた。
- ✓グラウンドを仮置場とした。
⇒地盤が軟弱で雨天により**通行障害発生**
⇒搬入された**量を一時的な地盤補強材**として使用
- ✓課内に土木技師が所属
⇒仮囲いの設置や重機の借り上げがスムーズに進んだ。

14

令和元年東日本台風の事例

◆仮置場の運営管理

- ✓市職員10名程度で対応したが**分別指導×**
⇒分別指導の人員が必要
- ✓災害廃棄物処理計画で廃棄物の種類を19種
→被災者やボランティアにとって**大きな負担**
⇒**普段の生活ごみの分類を考慮**して9分別に決定
- ✓仮置場内の**分別種目ごとに案内やチェック**を兼ねた人員を配置
⇒適正な管理ができた。

15

令和元年東日本台風の事例

◆仮置場の運営管理

・各地区に区長等と相談しながら地区集積所を開設したが、その際の**周知や連絡、閉鎖のタイミングが難しかった**。また、**管理が難しく、便乗ごみを不法投棄**されたり、**分別の徹底ができない集積所**があった。

・グラウンドに仮置場を設置したが、**ぬかるみで搬入車両がスタック**する等の支障が発生した。



- ・事前に仮置場リストを作成しておく。
- ・仮置場への搬入ルートも確認して作成する。
- ・候補地は複数検討しておく。

16

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

p.10

手引き 第2章 災害時初動対応					手引き 第3章 事前検討	様式集
1) 安全及び組織体制の確保	2) 被害情報収集・判断	3) 生活ごみ・避難所ごみ・処理体制の確保	4) 災害廃棄物の処理体制の確保	5) 処理体制の確保	第2章（災害時初動対応）のために、事前に検討しておくべき事項 ※検討方法、一部様式の記入方法	第2章（災害時初動対応）を災害時に実施する際に役立つ情報を事前に取りまとめたり、準備しておくための様式 ※一部は、平時に利用
					1) 職員の確保	
					2) 災害時の組織体制と役割分担	〔資料1〕災害時の組織体制と指揮命令系統
					3) 関係連絡先リスト	〔資料2〕関係連絡先リスト
					4) 被害状況チェックリスト	〔資料3〕被害状況チェックリスト
					5) 災害支援協定リスト	〔資料4〕災害支援協定リスト
					6) 必要資機材及び保有資機材リスト	〔資料5〕必要資機材及び保有資機材のリスト
					7) 仮置場の候補地リスト	〔資料6〕仮置場の候補地リスト
					8) 初動対応時の業務リスト	〔資料7〕初動対応時の業務リスト
					(説明文なし)	〔資料8〕初動対応時の業務の手順
					第4節 教育・訓練の実施	〔資料9〕活動記録
					第5節 事前検討事項の継続的改善・見直し	〔資料10〕教育・訓練リスト
						〔資料11〕事前対策リスト

17

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

p.12

フェーズ	分類				
災害発生	1) 安全及び組織体制の確保 (P14)	2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (P15)	3) 生活ごみ・避難所ごみ・処理体制の確保 (P18)	4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (P19)	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (P21)
～12時間 (水害の場合は、発災前から実施)	① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・被害状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行				
～24時間	※委託業者、許可業者の確認を含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断		① 仮置場の確保	
～3日		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要請の判断 ⑤ 被災状況に応じた支援要請	①-1 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知 ③ 収集運搬の実施	② 災害廃棄物の回収方法の検討 ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知 ⑤ 仮置場の設置・管理・運営	
～1週間	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応（例：連絡、情報収集、周知等）は、その後も継続して実施する。 注2) ☆：特決定権者（市区町村長、都局長、課長等）による判断が必須となる。				① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続
～3週間					③ 初動対応以降の処理方針の検討

18

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

p.19

4) 災害廃棄物の処理体制の確保 【①は24時間以内、②③④⑤は3日以内】

市区町村は、災害廃棄物を回収するために、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。

① 仮置場の確保 【①P13～15】	□ [仮置場の候補地リスト ⑥P35、⑦資料6] を活用し、関係部局等と調整して、被害状況を踏まえて仮置場を確保する。 ※空地等は、自衛隊のベースキャンプや応急仮設住宅等への利用も想定されるため、関係部局等と調整し、必要に応じて、災害対策本部等の承認を得る。 ※仮置場を住民・ボランティアによって購入が困難な場所に設置しようとする場合、路上等に片付けごみが混入状態で大量に排出され、交通等の支障を生じるおそれがあるため、できるだけ住民の利便性の良い場所に設置することを検討する。 ※ゴミステーションや住宅地内の小規模公園等を、片付けごみを集積する場所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招くおそれが高いと判断される場合がある。 ※仮置場の場所が不足する可能性もあるため、「被災後最初の週末」における搬入車両の台数や搬入量等を考慮して十分性を確認し、必要に応じて仮置場を追加して確保する。 □ 仮置場が不足する可能性が高いと判断された場合は、都道府県等に支援要請を行う。
② 災害廃棄物の回収方法の検討 【②P16】	□ 災害廃棄物の回収方法（仮置場の設置、分別方法等）を検討する。 ※片付けごみ等の災害廃棄物は、発災後の初期段階から排出される。水害の場合は、発災直後から排出されることもある。 ※分別方法は、最終的な処理方法を踏まえて検討し、仮置場のレイアウトにも反映する。 ※有害物質を含む廃棄物（農薬・蛍光灯等）や危険物を含む廃棄物（ガスボンベ・灯油の入った缶・ドラム缶・電池等）は、回収ルートが平時に設けられている場合は原則として平時の回収ルートに沿って対応する。なお、仮置場で搬入される場合は、分別したうえで適切に管理する。 ※仮置場の場所、仮置場の開設日時、受入時間帯、分別方法、安全への配慮等は、決定次第、住民・ボランティアへ周知する。 ※高齢者など、仮置場への搬入が困難なケースを想定して、収集運搬体制を検討した上で、選択肢の一つとして戸別回収を行うことも検討する。

19

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保

④ 住民・ボランティアへの周知

⑤ 仮置場の開設・管理・運営

- 回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保する。
- 【必要資機材及び保有資機材リスト ㊦P34、㊦資料5】を活用し、仮置場の管理・運営に必要な資機材を確保する。**
 - ※不足する資機材の一部は、例えば仮置場の運営を民間委託の場合に、資機材の確保も仕様に含めることが考えられる。
 - ※仮置場が舗装されておらず、降雨等により場内がぬかるんで車両通行に支障をきたす場合、敷き鉄板や砕石、砂利等を敷設する。
 - ※汚水の土壌への浸透防止のため、仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水設備等の設置を行う。
 - ※廃棄物の飛散防止策として、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置、保管袋での保管等を実施する。
- 外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保する（搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等）。**
 - ※仮置場の管理には多大な時間と人手が割かれることから、被災市区町村の職員は全体的なマネジメント業務に注力し、仮置場の管理・運営は応援要員や民間事業者等の協力を得ることが望ましい。
 - ※人員が十分に確保できない場合に、仮置場における管理が不十分になると、混合状態となり火災リスクが高まるおそれがあることに留意する。

- 住民・ボランティアに対して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等に関する事項について周知を行う。**
 - ※要請事項（空き地等に廃棄物を捨てない、不急な廃棄物は当面出さない等）についても、周知する。
 - ※周知・広報では、社会福祉協議会や広報部局と連携し、防災行政無線、広報車、ポスター（避難所での掲示）、広報誌（誌）、チラシ、ホームページ、SNS、ローカル（ケーブル）テレビ、ラジオ、新聞等を活用して効果的に行う。

- 仮置場を開設し、管理・運営を開始する。**
 - ※原状回復等のために、仮置場の写真を撮影する（開設前、運営中）。
 - ※廃棄物が混合状態とならないよう、分別を徹底する。
 - ※廃棄物の積み上げ高さは、火災防止の観点から5m以上とならないように管理する。
 - ※石綿等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置を実施する。
 - ※仮置場の動線（入口・分別区分ごとの仮置き・出口）は、道路も含めて一方通行となるよう工夫する。

p.20

20

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

㊦ 必要資機材及び保有資機材リスト

災害時に初動対応時の業務に必要な資機材を迅速に確保できるよう、必要な資機材をリストアップし、保有状況や災害時の調達方法を整理する。

- 保有状況によらず必要な資機材をリストに整理し、確保の目途が立っていない資機材は早急に調達方法を調査し、調査結果をリストに反映する。例えば、仮置場の管理・運営を民間委託する場合に、資機材の確保も仕様に含めて調達の仕方もある。
- 市区町村以外で保管または災害時に調達する場合には、相手先の連絡先や前記となる協定等の情報を「関係連絡先リスト」や「災害支援協定リスト」に反映する。
- 車両の確保にあたっては、仮置場からの搬出用の車両も確保する。車両や重機は、運転手やオペレーターも併せて確保する。また、豪雨災害等により浸水の可能性がある場合には、事前に高台等に車両を移動させておくことも必要である。

表 必要資機材及び保有資機材リスト（例）

①仮置場	必要資機材の品目	保有数	保管場所 (保管者)	備考（災害時の調 達方法等）
	遮水シート			
	敷鉄板			
	土嚢袋			
	台置（トラックスケール）			
	重機（フォークリフトのバックホウ（曲圧シャベル・コンパ）等） 車両運搬用			
	仮置場を囲む周辺フェンス			
	立て看板 車庫庫物の分別区分表示用			
	コーン標識 車庫域表示用			
	ロープ 車庫域表示用			
	パーカー 車庫域表示用			
	散水機			
	チェーン 車庫域用			
	消火器 車庫域用			
	発動式発電機 非常時等用等			
	・・・			
②収集運搬車両				
	車両の種類（積載量）	台数	備考（所有者等）	
	中型車（2 t）			
	ダンプ車（4 t）			
	トラック（2 t）			
	し尿収集運搬車（2 t）			

p.34

21

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

7 仮置場の候補地リスト

発災後は速やかに災害廃棄物の仮置場の設置が必要となるため、あらかじめ関係部局と調整を行い、仮置場候補地をリストに整理する。

- 仮置場候補地としては、例えば、運動施設や公園、公共施設の駐車場、廃校のグラウンド、公的な未利用地等が考えられる。公的施設等で確保が困難な場合には、民間施設等（未利用地、大規模な駐車場等）を候補地とすることが考えられる。民間施設等を利用する場合には、使用後の返還に備えて、養生対策が特に重要となる。
- 仮置場候補地は、道路アクセスや収集運搬車両の取り回し（搬出用の大型車両も考慮）、分別スペースの確保等を考慮する必要がある。
- 仮置場候補地は、病院・学校・水源等の周辺を避け、水害による浸水の可能性等も考慮して選定する。
- 自衛隊宿営地や物資輸送拠点、避難所や仮設住宅建設地とのパディングを避けるために、作成した候補地リストについて関係部局や国や都道府県の公的地理管理部局と事前に調整することが望ましい。

表 仮置場の候補地リスト（例）

No.	候補地	住所	用地面積 (㎡)	仮置目安 (t)	管理者・連絡先	備考（周辺環境、土壌状況、接道状況、利用予定等）	備考 年度
1	●●グリーンセンター 駐車場	●●123-45	5,000	約 10,000	約 10,000	廃棄物対策課 〇係長 内線 XXXXX	6 H29
2	■■総合運動公園 グラウンド	■■678-90	5,000	約 10,000	約 10,000	■■総合運動公園事務所 XXX-XXXX	6 H29
3	▼▼学校跡地	大字▼▼12-3	10,000	約 20,000	約 20,000	教育委員会 〇課〇係長 内線 XXXXX	6 H30
・	・・・	・	・・・	・・・	・・・	・・・	・

p.35

22

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

【参考】仮置場設置に関する事例（平成28年熊本地震、益城町）

- 〔災害廃棄物仮置場〕
前震発生日の翌日である平成28年4月15日（金）12時に、益城中央小学校跡地に災害廃棄物仮置場を設置した。
- 仮置場候補地選定の事前準備について
利用計画では、「平時から廃棄物処理施設について、関係機関へヒアリングや立入検査等の実施を通じて、災害廃棄物の仮置場の選定及び段階的な処理用地の選定を実施するものとする。」としていたものの、発災前に候補地選定のための作業をしていなかった。また、町災害廃棄物処理計画を作成してはなかったため、具体的な検討は行われていなかった。
- 5月2日に、県環境社会推進課から5月1日時点での被害状況を基として推計した災害廃棄物発生量（概算）及び仮置場必要面積の試算結果が通知された。それによれば、災害廃棄物発生推計量は227,268トン、仮置場必要面積は119,285㎡という遠方なものもあった。
- 仮置場の設置
設置場所となった土地は、およそ16,300㎡で、小学校がかつて所在した場所である。地震前は、敷地内の建物で子育て支援施設が運営される一方、町立総合体育館と陸上競技場に隣接しているため、臨時駐車場等として活用されていた。
- 当該用地は、地震による損傷もさほどなかったため、仮置場とすることとし、当初は北側半分の右側大部分のみとした。場所の確保については、またまた好適な町有地が存在したことが不幸中の幸いであった。

出典：「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録（益城町、平成30年3月）」を基に作成

【参考】仮置場設置に関する事例（平成27年9月関東・東北豪雨、常総市）

- 〔仮置場の設置〕
短期間に大量に発生した災害廃棄物を緊急的に収集・保管するために、利用可能な空き地等に最大限、仮置場を設置する方針とした。計13箇所に仮置場を設置したが、運用終了まで受入を継続した仮置場はそうのうちの8箇所であった。
- 運用終了まで受入を継続した8箇所の仮置場に対し、残り5箇所の仮置場では、開設後、早期に受入を終了し、閉鎖する必要があった。
- 閉鎖の主な理由には、次のようなものがある。
- 仮置場が市街地に位置していた。
- 仮置場の四方が民家に囲まれており、住民から苦情が出た。
- 復旧と同時に、仮置場周辺の学校の運営が再開したために、災害廃棄物を仮置しているグラウンドの使用が必要になった。

●民間企業が保有する用地であり、使用用途が生じた。

出典：「平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録（環境省関東地方環境事務所・常総市、平成29年3月）」を基に作成

【参考】住民・ボランティアへの周知

発災直後の週末からボランティアが支援に入り、片付けの排出が加速されるため、社会福祉協議会・災害ボランティアセンター等を通じて、丁寧な増加を行う必要がある。また、社会福祉協議会等には、ボランティア活動のなかで得られた住民からの情報等の共有も依頼する必要がある。その際に、以下のようなチラシ等を作成し、配布することも検討すること。



出典：「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録（益城町、平成30年3月）」を基に作成

p.36

37

23

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

表3 初動対応時の業務の詳細版(例)【手順4】 <仮置場の開設>	
業務開始時間 (業務完了目標時間)	業務名
発災当日 (住民の片づけ開始まで)	仮置場の開設
主担当部署	主な連携先
仮置場担当	防災課・建設課
本業務の詳細	
イ) 仮置場候補地の把握・被災状況の確認 - 仮置場の候補地リストから候補地の位置や管理者を把握し、被害状況を踏まえ仮置場として利用可能な確認する。 - 仮置場候補地周辺道路が車両通行(重機の回送用大型車両を含む)が可能か併せて確認する。 - 使用できる候補地の中から、周辺環境(住宅地、学校近くは避ける等)、アクセスのしやすさ、広さや使用可能な期間等を考慮して仮置場を選定する。事前に候補地がない場合も同様である。 - 災害対策本部に仮置場開設を諮る。また、指揮命令者である部長、課長相当の職員は、適宜仮置場の開設状況を把握する。	
ロ) 仮置場開設の準備 - 仮置場における災害廃棄物の分別種類とレイアウトを決定する。【※P211】 - 必要資機材及び保有資機材リストを確認し、調達が必要な資機材の調達を始める。 - 仮置場の管理人員は、災害対策本部(総務省対口支援)、庁内他部署、シルバー人材センター、災害ボランティアセンター、近隣市町村、民間企業などと調整し、確保する。 - 車両通行、重機稼働などから荷降ろし中の住民及び作業員の安全を確保するため、場内道路は一方通行とし、道路幅は可能な限り広く確保する。また、重機が稼働する周辺には立ち入り禁止帯を設ける。 - 災害廃棄物の分別管理体制(交通誘導・受付・場内誘導・荷下ろし・住民対応等)と配員を調整する。 - 仮置場の開設及び分別について住民・ボランティアに広報する。 - 応援に來た人材に対しては、役割について説明した上で配置する。	
留意点	
- 発災後早期に仮置場の開設時期と時間帯、分別・運搬に係るルール等について、住民・ボランティアへ周知する。 - 夜間無断侵入防止のため、囲いや門(夜間施錠)を設ける。不可能な場合は、警備員の配置を必要に応じて検討する。(不法投棄・放火対策)	

p.42

24

災害廃棄物に関するワークショップ①

～仮置場の運営・管理～

26

【参考】災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き より

表4 初動対応時の業務の詳細版(例)【手順4】 <仮置場の運営>	
業務開始時間 (業務完了目標時間)	業務名
数日以内	仮置場の運営
(一)	
主担当部署	主な連携先
仮置場担当	防災課・建設課
本業務の詳細	
イ) 仮置場での受入及び分別稼働 - 片付けごみ等を確認して受け入れる。分別されていない場合は、仮置場で分別して荷下ろしするように指導する。 - 補助金申請の資料となる日々の受入台数や搬出量を記録するとともに、適宜写真撮影する。 - 仮置場が腐敗とならないよう、仮置場からの搬出先の調整を始める。特に以下のような搬入量の多い品目は発生して行う。 (地震の場合) 可燃物、木くず、不燃物、コンクリートガラ、割れたガラスや食器、陶器類等(水害の場合) 廃屋、廃家電、木くず、金属くず、がれき交じり土砂等 - なお、混合廃棄物の分別に努めるとともに、大量に発生した場合は多くの作業時間を要するため、早急な搬出が必要である。 - 仮置場の管理・運営は早期に民間事業者委託し、住民対応は職員が対応する。 - 民間業者への委託内容は、管理・運営全般とし、搬出車手配、搬出先確保、資機材の調達、人員の確保も含めたものとする。なお、すべての事業者と自治体が個別に契約を行うのではなく、自治体の負担軽減や公平性等を考慮して委託業者再委託を検討する。	
ロ) 仮置場の安全・衛生管理 - 場内作業環境保全のため粉じん防止(散水等)、ぬかるみ防止(鉄板、砂利、破砕破瓦敷設等)、熱中症防止(休憩、給水、塩飴支給、エアコン付き休憩所等)などの対策を行う。 - 衛生害虫等の発生防止のため腐敗性廃棄物の早期処理、鼠害の駆除等を行う。 - 石炭等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置(フレコンバック収納、散水等)を実施する。	
ハ) 周辺環境保全 - 廃棄物の飛散防止策として、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置、保管袋での保管等を実施する。 - 周辺道路の上縁による汚れ、粉じんを防止するため、退出車のタイヤ洗浄、道路の洗浄を行う。 - 騒音防止のため受付時間、搬出時間、重機作業時間を順守する。必要に応じて防音壁の設置も検討する。 - 搬入・搬出車からの落下物の有無をバトロールを適宜実施して確認する。 - 汚水の上縁への浸透防止のため、雨水対策や必要に応じて排水対策を行う。 - 必要に応じて、騒音、粉じん、悪臭、アスベストなどの環境モニタリングを実施する。	
ニ) 仮置場追加の検討 災害廃棄物発生量推計値や仮置場への搬入状況から仮置場追加の必要性を検討する。	
留意点	
- 仮置場には生活ごみを持ち込まない。また、便所ごみ(被災していないフランク管テレビ等や事業系廃棄物)を持ち込まない。 - 可燃物の処分対策として5m以上(壁は2m以上)は積み上げない。 - 有害物質を含む廃棄物(農薬・蛍光灯等)や危険物を含む廃棄物(ガスボンベ・灯油の入ったストロー、リチウムイオン電池等)は、回収ルートが明確に設けられている場合は原則として	

p.43-44

平時の回収ルートに沿って対応する。なお、仮置場で受け入れる場合は、分別をしながら適切に管理する。その他の有害物・危険物については、土壌汚染防止、飛散防止に努めるとともに、混入状態とならないよう管理する。

【参考】被災した家庭用太陽光発電設備の取り扱いにおける注意点

- 太陽電池モジュールは、受光面に光が当たると発電する。また、太陽光発電設備のパワーコンディショナーや、太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近または接触すると感電する恐れがある。そのため、感電を防止しよう十分に注意する必要がある。感電防止のためには、太陽電池モジュールの受光面を下にするか、または受光面をブルーシート等の遮光シートで覆い、発電しないように留意すること。
- また、ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水等の水漏れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあるため、ブルーシート等の遮光シートで覆う等水漏れ防止策をとるよう努めること。

出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン 第二版(環境省、平成30年10月)～第3版を基に編集。

25

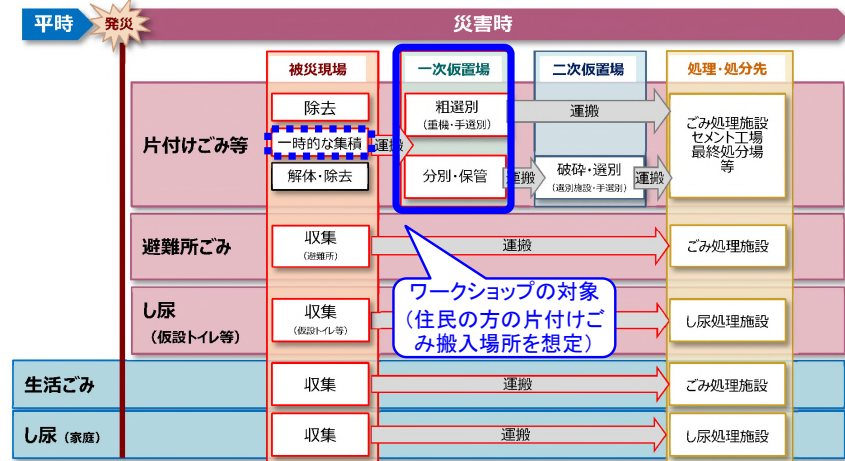
ワークショップ①の目的

災害時に**仮置場を運営及び管理する際に必要となる業務を明確化**する。「被災地からの搬入」「仮置き」「粗選別」「処理施設への搬出」「安全・環境」の観点から、より具体的にイメージする。

27

災害時の廃棄物処理の流れ

災害時に発生する一般廃棄物と処理



出典:「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」令和3年3月 環境省再生資源循環局災害廃棄物対策室

28

ワークショップ① 仮置場の運営・管理

参集

発災後の**仮置場の運営・管理**する上で必要な業務内容について検討してください。(初動対応の手引き等を参考にしてください)

班名			
【搬入・搬出】	【分別】	【安全・環境】	【その他】
「被災地からの搬入」「仮置き」「粗選別」「処理施設への搬出」「安全・環境」の観点からイメージしてください。			

・付箋 1 つに 1 意見。
・他の人が読める字で。

まず、各自で付箋に書きだしてみてください。

車両誘導

分別指導

⇒15分

29

ワークショップ① 仮置場の運営・管理

参集

班内で一人ずつ意見を発表し、模造紙に付箋を貼ってください。

班名			
【搬入・搬出】	【分別】	【安全・環境】	【その他】
車両誘導		〇〇	
	分別指導		...

⇒15分

30

ワークショップ① 仮置場の運営・管理

参集

出された意見を確認し、同様な意見等はグルーピングして班内の意見を整理してください。

班名			
【搬入・搬出】	【分別】	【安全・環境】	【その他】
車両誘導		〇〇	
〇〇	分別指導		...
			...

⇒15分

31

発災後の**仮置場の運営・管理に必要な業務内容**について検討してください。（初動対応の手引き等を参考にしてください）

- ①各団体で意見整理シートに書き出してください。
⇒15分

- ②各団体の意見をチャットに書き込んでください。
⇒10分

- ③班内で各団体から口頭で説明してください。
⇒10分

- ④特に重要な運営・管理の業務内容について、班内の意見をまとめてください。
⇒10分

意見整理シート

運営・管理の業務内容

【受入・搬出】	【分別】	【安全・環境】	【その他】

「被災地からの搬入」「仮置き」「粗選別」「処理施設への搬出」「安全・環境」の観点からイメージしてください。

32

ワークショップ①の成果発表

主な意見を各班5分程度で発表してください。

33

ワークショップ①のまとめ

■ 仮置場の運営・管理

仮置場で必要な業務を抽出する

⇒委託業務として発注する内容を理解し、災害時の迅速な対応を可能とする

⇒必要に応じて協定等の締結を進める

【ポイント】

- ✓ 自治体職員で運営管理することは不可能
- ✓ 業者へ委託する場合の仕様書をイメージする
- ✓ 発災直後の対応について協定等を締結することも検討する
→できれば単価設定まで実施（継続的には難しいため、発災から3ヶ月程度（＝応急対応後半）についての単価として設定）

34

休憩
(10分)

14:40から開始します

35

住民への周知について

～被災地、平時における対応事例～

ポイント

- 勝手仮置場の発生を防ぎ、仮置場での災害廃棄物受入を円滑に行うため、仮置場の設置について住民やボランティアに速やかに周知する。
- 発災後の速やかな周知に加え、平時からの広報により住民への意識啓発を行うことも検討する。



36

自然災害のタイプにより災害廃棄物の発生場所と特徴

自然災害のタイプ	災害発生場所	特徴
地震（直下型） （家屋の倒壊）	震源付近 （主に断層等）	- 地震の揺れによる家屋等の倒壊被害 - 余震の継続期間は初動活動は遅れる - 災害廃棄物は家屋解体物が主体 - 解体棟数の把握、解体工程計画が難題
地震（プレート型） （津波災害）	沿岸部 （津波遡上域）	- 海域の震源を起因とした津波による被害 - 津波遡上による建設物等の大規模倒壊 - 津波堆積土を含んだ混合廃棄物主体 - 発生時から混合状態であり分別・選別が難題
水害 （土砂災害）	山間部 （谷部口）	- 集中豪雨による山間部の土石流の被害 - 山間部の谷口付近に局所的な発生 - 崩落土砂・巨石・流木を多く含む - 土砂・流木が多く占め、土砂等の処理先が難題
水害 （河川氾濫）	河川低地 （氾濫浸水域）	- 台風や線状降水帯による河川増水 - 堤防越水、決壊による広域浸水被害 - 浸水解消後、片付けごみが短期に大量に発生し、仮置場への搬入計画、管理が難題



37

豪雨による水害・土砂災害での災害廃棄物の特徴

片付けごみ等 発災直後から間合せ、発生のピークは1か月程度の間に、**混合廃棄物**が集まる

- ・主に、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される廃棄物。
- ・床上、床下浸水による**片付けごみが多い**。ごみは水分や泥等を含み、腐敗しやすい。
- ・床下の泥だし・消毒乾燥のため、屋内の濡れたものを取り出す必要があり、その際に、排出された家財などが**混合状態となりやすい**。（被災家屋からの排出時から分別が有効）
- ・ゴミ出しは地震時より早くなるため早期の対応が必要

被災現場

搬入

仮置場



片付けごみ
（混合廃棄物）

公費家屋解体 災害査定と並行して発生し、**分別廃棄物**が集まる

- ・被災家屋の解体等に伴い排出される廃棄物。（水害時は、建物解体は比較的少ない。）
- ・【分別解体】とする。木くず、がれき類などが混在する恐れのあるいわゆる【ミンチ解体】は行わない。
- ・発生量は、片付けごみの3～5倍（重量比）

被災現場

搬入

仮置場

家屋解体（現地分別解体）

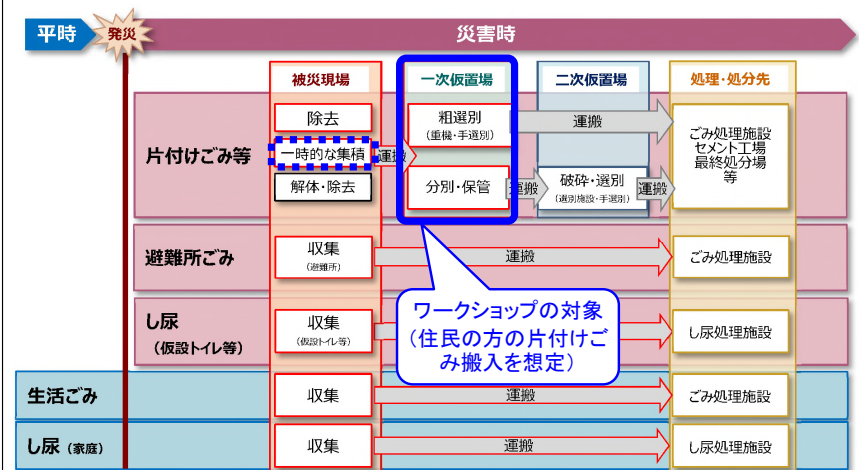
仮置場では分別されて集積



38

災害時の廃棄物処理の流れ

災害時に発生する一般廃棄物と処理

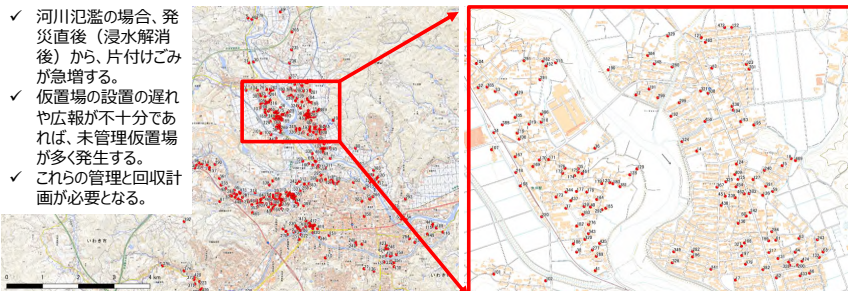


出典：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」令和3年3月 環境省再生資源循環局災害廃棄物対策室

39

豪雨による水害での災害廃棄物の特徴(片付けごみ)

- ✓ 河川氾濫の場合、発災直後（浸水解消後）から、片付けごみが急増する。
- ✓ 仮置場の設置の遅れや広報が不十分であれば、未管理仮置場が多く発生する。
- ✓ これらの管理と回収計画が必要となる。



某市で発生した未管理仮置場 台風による水害

道路脇に残置



公園に残置



40

仮置場設置の流れ

```
graph TD; A[仮置場の決定] --> B[レイアウトの計画]; B --> C[設置準備]; C --> D[関係者への周知];
```

仮置場の決定

事前に準備している「仮置場候補地リスト」から、下記の内容を確認する。

- ・被災状況、アクセス状況
- ・他用途での使用状況
- ・使用可能面積
- ・周辺環境

レイアウトの計画

使用する仮置場候補地での廃棄物の配置計画を行う。

- ・分別区分、配置
- ・仮置場内の動線
- ・搬入路の確保

設置準備

- ・必要資機材の確保
- ・役割分担、人員の確保
- ・仮置場の付帯設備の整備

関係者への周知

- ・仮置場に関して周知が必要な内容を、利用可能な手段を用いて周知する。
- ・周知する対象は、自治体内関係者、住民、ボランティア等となる。

41

令和2年7月豪雨(人吉市)の事例

令和2年7月豪雨 人吉市災害廃棄物搬入の注意事項・分別ルール(R3.7.16～)

◎【入込】 日曜日・祝日は従く平日(日曜日×1曜日) 近所迷惑を防止するため天候不慮も含め、雨天時でも搬入できます
 【時間】 午前9時30分～午後09時(8月12日は昼休みのないため10時まで)

1 搬入時の注意事項

- 特別搬入許可証の記載内容(有効期限や車両ナンバー等)が整合している車両で搬入させます。
- 搬入場所には監視カメラがありますので、城外での搬入はできません。
- 道路幅が狭いよう道路状況を確認し、左折車両の通行に注意してください。
- 搬入場所の整理、荷役の手配(ネット・バケツ)は搬入者の責任となります。左折車による搬入については、搬入者へ搬入はできません。(シートベルト、シート外れは搬入場内で行ってください。国産2トン車以上は、専用トラックで搬入してください)
- 搬入場所整理は、落下や破損をさせないよう、荷台の隅の隅まで確認ししっかり行い、左折車に内視鏡してください。
- 搬入場内では下部の案内板に従ってください。
 - ・荷下ろし場所の案内板・保護具の着用(ヘルメット、安全靴など)・場内禁煙
 - ・場内速度が30km以内を遵守・荷役時の禁煙、スマートフォン使用禁止
 - ・プロパンガスを扱うときは、必ず「特別許可」の取得後搬入していただくこと
- 建築・工務・リフォームなど、建築関係、薪材などについては搬入できません。
- 車中泊、キャンプ、焚火などの搬入はできません。(焚火台等含む)焚火・焚火台とも不可
- 月1回以上異なる色の色の分別許可証)及び「ポテンツ」用のオレンジ色の分別許可証)のみに基づいて、フレコパキングの専用トラックで搬入し、やむを得ない場合は、その旨の搬入をお願いします。ただし、および専用搬入した場合は、搬入後に左折車による搬入はフレコパキング搬入者へ必ずご連絡をさせていただきます。
- 下等車(軽自動車以下)は、必ず右の指定位置に搬入してください。**危険なものは必ず専用トラックで搬入してください。**
 危険物については、事前に人吉市環境課へ連絡し、搬入についての説明を受けた上での搬入の申請を提出してください。
火気の使用は厳禁です(ライター、ライター、ガスボンベ等)については、搬入の許可はできません。

2 分別ルール (黄色で塗られた箇所は搬入に厳密な確認が必要ですので必ずご参照下さい。)

№	廃棄品品名	注意事項
1	コンクリート	セメントを混入せず
2	コンクリートブロック	
3	アスファルトブロック	
4	自然石・磁石	
5	木くず (板、柱、梁、材)	自然石・磁石、ルーフィング材を入らず 必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
6	木くず (板の厚さ2cm以上の場合)	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
7	タイヤ、タイヤバルブ、タイヤカ ン、タイヤカミ、タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
8	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
9	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
10	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
11	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
12	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
13	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
14	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
15	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
16	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
17	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
18	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
19	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
20	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
21	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
22	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
23	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
24	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
25	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
26	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
27	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
28	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
29	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
30	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
31	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
32	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
33	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
34	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
35	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
36	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
37	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
38	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
39	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
40	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
41	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
42	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
43	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
44	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
45	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
46	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
47	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
48	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
49	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
50	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
51	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
52	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
53	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
54	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
55	タイヤカミ	必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る 品を、必ず新聞紙で、裏がめきなどを入る
56	タイヤカミ	

平成30年7月豪雨の事例

↓ 仮置場が変更になったことについて仮置場に掲示し、周知している。

↑ 仮置場の入口等にも、仮置場内のレイアウトや、仮置場に持ち込める物等を表示し、周知している。

災害ごみ仮置き場について

★8月1日より災害ごみを置く場所が変更となったため、間違った場所への搬入をしないよう協力をお願いします。

搬入する物の種類	搬入する場所
災害ごみ もえない もの	賀茂環境センター（黒瀬）へ直接搬入
もえる もの	賀茂環境衛生センター（上三永）へ直接搬入 もしくは賀茂老人福祉センター西側空き地へ搬入 ※現在仮置き場として利用されている状況が速く変わります。最悪であれば賀茂環境衛生センターへの直接搬入にご協力ください。
土砂	黒瀬老人福祉センター西側空き地

★災害ごみの自己搬入の場合、荷役入れる必要はありません。
もえるものについては賀茂環境センターへの直接搬入にご協力ください。

**大きな災害が起きた時には
どんなごみが出て、
どこへ出すの？**

災害時特有のごみと普段から出るごみを別々に出しましょう。

災害時こそ、ごみの分別が必要です

ごみは種類により処理方法が異なります。過去の災害でも、分別されずに排出された場合、その後の処理が難しく、処理の遅れにつながっています。災害時の大変な中ではありますが、分別にご協力いただくことで、市はごみを迅速に処理し、1日も早い市民生活の再開へと取り組むことができます。

2種類のごみが出ます

被災によって出る災害廃棄物

- 片付けごみ
自宅内にある被災したものを片づける際に出るごみ
壊れた家具や壊れた、少量の瓦・コンクリートブロック等
- 撤去ごみ
被災した住宅の建構体等によって出るごみ
瓦礫の瓦・コンクリートから・壁・屋根等

生活を送る中で出る日々の生活ごみ

可燃物、不燃物の分別をお願いします

市のゴミ処理施設が被災して廃止になった場合、他の自治体にごみ処理をお願いすることがあります。その際、処理施設の種類の違いから、「金属類」や「陶磁器類」等を「不燃物」として分別をお願いします。

種類ごとに所定の場所に出します

災害廃棄物の暫場として、市が臨時で集積場所を設置します

- 片付けごみ集積所
持ち込まれた片付けごみを一時的に保管する場所
設置場所：公共施設の駐車場や地区公園等
設置期間：約3か月
- 一次仮置場
持ち込まれた撤去ごみや片付けごみを中継貯蔵するまで保管する場所
設置場所：面積が比較的大きな公園
設置期間：長い場合、2年程度

処理

溶融（焼却）・破砕等

リサイクル

茨木市「大きな災害時の災害廃棄物ハンドブック」より抜粋
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunksan/menu/itiran/kankyo_haihu/51092.html

4 大災害後に市が行うごみ処理にご理解・ご協力をお願いします。

生活ごみについてお願い

○災害直後は、ごみを収集できないことがあり、災害の発生から概ね3日以内に収集を開始することを目標としています。

○雨前後は、腐りやすい生ごみ以外の「燃やせるごみ」を優先的に収集する必要があります。燃やせるごみ以外の収集は一旦中止する場合があります。その際、収集できないごみは自宅で保管をお願いします。

市民仮置場に関するお願い

○道路の損壊や電線の倒壊などで、ごみステーションが利用できない場合などに、市民が大量の片付けごみを排出できる場所として仮置場を設置します。

○市民仮置場は、地域の皆さんと相談しながら設置します。設置する場合は、地域の皆さんに管理・運営をお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。

○市民仮置場を設ける場合は、お近くの公園等に設置する予定です。

家具を固定する！

家具や電化製品を壁に固定して倒れにくくすることで、身を守るだけでなく、破損を防ぐことができます。

つっぱり棒での固定、重い物を下段に収納して重心を低くしましょう。

キヤスター付きの家具は下段などで移動防止、テレビは粘着マットで固定（壁にベルトなどをつなぐ方法）。

ガラス瓶などの固定、ガラス瓶の下段に固定、ガラス瓶の下段に固定、ガラス瓶の下段に固定。

不要なものは処分しておく！

災害により部屋に物が散らかると、片付ける手間が増えてしまいます。不要になった家具や電化製品などは、日頃から処分しておきましょう。

防災について知りたいときは

札幌市では、市民の皆さんに防災について知っていただくため、各種パンフレットを作成しています。これらの資料をダウンロードください。

札幌市「もしもの時の災害廃棄物処理の手引き」より抜粋
https://www.city.sapporo.jp/seiso/keikaku/documents/saigai_tebiki.pdf

災害廃棄物に関するワークショップ②

～住民周知方法の検討～

ワークショップ②の目的

- ✓ 災害時に被災住民の方へ災害廃棄物の排出についてお知らせする資料を事前に検討しておくことで**発災時にスムーズに周知**できるようにする。
- ✓ 災害廃棄物について**平時より住民の方の理解を得る**ための啓発資料を作成する。
- ✓ 作成資料は、**様々な媒体で活用**できるようにする。

～ワークショップの大切なルール～

- 他人の意見を尊重する（相手を非難しない、他人の話をよく聞く）
- 一人で話しすぎないようにする
- 肩書きを捨てる
- 思い込みを捨てる
- 最後まであきらめない
- 楽しく議論する

テーマ②-1：発災時の広報

- ・未管理仮置場の発生や、混合廃棄物発生を防ぐために、**住民への広報が重要**。
- ・分別区分や仮置場のレイアウトを広報することで、搬入がスムーズになり、交通渋滞の軽減も期待できる。

仮置場の開設に向けて住民広報することになりました。

右のチラシに追記した方が良い情報について班で話し合いながら、付箋を使って追加してください。

⇒20分

災害により発生したごみの出し方・仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。

■仮置場で受け入れるごみ
家庭で災害により発生した以下のごみ

① 可燃物 ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）

【持込できないごみ】

■注意事項

■仮置場では決められた場所においてください

場所：●●●公園

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンターへ相談してください。

【問合先】〇〇町 環境生活課 環境衛生係 電話〇〇-〇〇〇〇

テーマ②-2：平時の啓発

- ・災害時に片付けごみを適切に排出してもらうために、平時からの啓発が必要。
- ・知ってもらい、理解してもらい、考えてもらい、ことができるような啓発が理想。
- ・特に、「自助」と「共助」について住民が考える機会となるような資料が重要。

住民への平時からの啓発のために、住民向けの災害廃棄物ハンドブックを作成することになりました。

記載事例(参考資料2・3)を参考にしながら、「具体的にどのようなことを掲載したいか」「どんなことに留意するのが良いか」まとめてください。

⇒40分

テーマ②-2：平時の啓発

参集

災害廃棄物ハンドブックに掲載する具体的な内容

班名

ハンドブックに掲載する具体的な内容

災害時のごみの種類

仮置場への持ち込み禁止品目 (●●、…)

災害廃棄物の分別区分

・付箋 1 つに 1 意見。
・他の人が読める字で。

「災害廃棄物の処理について」「仮置場」「分別」「生活ごみ」「日ごろの備え」「片付けるときの注意事項」などの観点からイメージしてください。

各自で付箋に意見を記入（10分）→班内で意見交換（15分）→意見等のグルーピング、整理（15分）

50

テーマ②-2：平時の啓発

オンライン

災害廃棄物ハンドブックに掲載する具体的な内容

- ①各団体で意見整理シートに書き出してください。
⇒10分
- ②各団体の意見をチャットに書き込んでください。
⇒10分
- ③班内で各団体から口頭で説明してください。
⇒10分
- ④重要な掲載内容について、班内の意見をまとめてください。
⇒10分

意見整理シート

災害廃棄物ハンドブックに掲載する具体的な内容

災害廃棄物の処理について	仮置場
分別	生活ごみ
日ごろの備え	片付けるときの注意事項
その他	

「災害廃棄物の処理について」「仮置場」「分別」「生活ごみ」「日ごろの備え」「片付けるときの注意事項」などの観点からイメージしてください。

51

ワークショップ②の成果発表

各班で意見交換した内容について発表をお願いします。
1班あたり5分程度でお願いします。

52

まとめ

■ 発災時の広報

発災時に速やかに住民やボランティアの方々へ、災害で発生した廃棄物の収集方法を周知する。

<周知内容例>

廃棄物の区分、ごみ出しの注意事項（災害廃棄物ではないもの、危険物の取扱い等）、収集場所（仮置場、直接処理施設等）、収集方法（戸別、自己搬入等）、各種連絡先等

■ 平時の啓発

住民やボランティアの方々の、災害廃棄物について理解を深める。災害時に慌てないために。

<活用例>

スペース小：ごみカレンダー、地方紙の広告、広報誌の一部

スペース大：広報誌（1ページ利用）、ごみ分別資料（ゴミ分別辞典）、
廃棄物担当課での配布用資料

53

参考：住民との連携に向けた自治体の取組例

住民参加による災害時のごみ排出模擬訓練等（京都府宇治市）



住民参加による災害時のごみ排出模擬訓練の様子

災害時のごみ排出の様子

【高齢者等に配慮した戸別収集の訓練】

高齢や施設が理由で自身での運び出しが困難な世帯について事前に調査し、宇治市災害ボランティアセンターの協力を得て、家庭からの運び出しを行ってもらい訓練も実施されました。

【訓練後のワークショップ】

訓練終了後、住民との話し合いでは、「高齢者等への自援からの声掛け」や「自援からのコミュニケーションが大事」といった地域の繋がりを重視した意見が出ました。実際に災害が起きると、どこにどういった住民が居るかということや、住民にしがたらないような道路事情や生活環境の情報を事前に連絡を実施する場面があるとのことでした。

国環境研究所「住民とともに災害廃棄物を乗り越えるための取組事例集」より抜粋
<https://dwasteinfo2.nies.go.jp/page/page000481.html>

業者と市民も巻き込んだ仮置場設置・運営訓練（愛知県豊明市）

大協会の代表者を対象に、3日間の日程で災害廃棄物に関する説明会、仮置場設置訓練、仮置場運営訓練、災害時の消毒訓練が実施されました。

仮置場運営訓練では、本物の不用品（訓練を実施した地区で出た不用品）を災害廃棄物に見立て、地区の住民が軽トラックで搬入するといった訓練が実施されました。また、災害時の防疫活動についての説明や、重の消毒訓練も実施されました。



防災訓練での災害廃棄物処理訓練プログラムの計画・実施（愛媛県松山市）

市の総合防災訓練の中の一プログラムとして実施されました。まず、災害廃棄物の発生仮置場を設定し、クリーンセンターから調達した粗大ごみを災害ごみとして用いました。次に、住民に災害ごみを分別してもらい、分別されたごみを所定の場所まで住民同士が協力しながら運びました。最後に、職員が、バックカーへ積み込みを行うという本プログラムは10分間で終わりました。

訓練には市役所、ほか 71 機関、団体、市民など 2,000 人程度（令和 5 年度）が参加しました。災害廃棄物処理訓練にも災害ボランティアや市民団体、自治会・町内会、消防団の方々が参加し、災害時のごみの様子を知り、分別の重要性を理解する機会となりました。

（令和 5 年度のプログラム）（9:00 ~ 11:30）

- ・地震防災訓練
- ・消防防災訓練
- ・避難所開設運営訓練、福祉避難所開設運営訓練
- ・がけ崩れからの復旧訓練、応急処置訓練
- ・災害廃棄物処理訓練、防災訓練（9:15 ~ 10:05）
- ・緊急支援物資搬送管理訓練
- ・後援ボランティア活動訓練
- ・消防、救急、防災訓練
- ・緊急支援物資（医薬品）搬送訓練
- ・ヘリコプター機上搬送訓練

災害廃棄物処理訓練、防疫訓練では災害廃棄物を収集して感染予防のため、消毒を実施します。



54